

別紙様式第1号（第6条第1項関係）

番 号  
年 月 日

愛知県燃油高騰対策推進協議会会長 殿

（農業者組織）

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

施設園芸等燃油価格高騰対策事業実施計画及び省エネルギー等対策推進  
計画の（変更）承認申請について

愛知県燃油高騰対策推進協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（平成25年5月9日付け愛知県燃油高騰対策推進協議会作成）第6条第1項の規定に基づき、下記により事業実施計画及び省エネルギー等対策推進計画を作成（変更）したので、関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 1 施設園芸等燃油価格高騰対策事業実施計画：別紙1
- 2 省エネルギー等対策推進計画：別紙2

(別紙1)

施設園芸等燃油価格高騰対策事業実施計画

策定主体名：	実施期間	○事業年度	○年5月～○年4月
--------	------	-------	-----------

※事業年度は5月～翌4月。

施設園芸セーフティネット構築事業実施計画

対象期間	月～翌月	○事業年度	○年月～○年月
------	------	-------	---------

(セーフティネット申込者の内訳)

番号	氏名	燃油購入予定数量 (リットル)	燃油補填積立予定額 (円)※	補助金所要見込額 (円)	備考
					継続
合計					

(注) ※は、「燃油購入予定数量(リットル)×積立単価(円/リットル)×1/2」で算出(農家積立分)。

(注) 前事業年度から継続加入している申込者については、備考欄に「継続」と記入する。

(注) 「施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書」(必要に応じ)及び「施設園芸用燃油購入数量等設定申込書」を添付する。

(注) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

添付資料

- 1 組織の会則(規約)、役員名簿(農業協同組合(連合会)の場合は添付を省略できる)
- 2 事業参加者の一覧(下の様式を参考に作成)

<事業参加者の一覧>

番号	氏名	住所	セーフティネット事業 申請(○×)	補助金所要 見込額(円)	備考

※番号は事業参加者の通し番号とし、(セーフティネット申込者の内訳)の番号と連動させること。

(別紙2)

## 省エネルギー等対策推進計画

(品目名: )

計画期間	年間 (H 事業年度～H 事業年度)
都道府県名	
市町村名	
計画策定主体名	
計画策定主体代表者氏名	
計画参画者数	
住所(主たる事務所)	
電話番号(主たる事務所)	
メールアドレス	

## 第1 産地における燃油使用量削減等の目標

### 1 施設園芸における省エネルギー等対策推進の考え方

--

(注)当該産地における施設園芸の経営に関する現状と課題、省エネルギー等対策推進計画の実践を踏まえた今後の展開方向について記入する。

### 2 燃油使用量削減等の目標

#### (1)10aあたり燃油使用量を削減する目標

燃油の種類	年間(加温期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在 ①	目標 ②		
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	KL	KL	%
10a 当たり	KL	KL	KL	%

(注1) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。

(注2) 年間(加温期間)使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(1)10a 当たりの燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

#### (2)単位生産量あたり燃油使用量を削減する目標

	年間(加温期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在 ①	目標 ②		
生産量 (品目名: )	t	t		%
1t当たりの 燃油使用量	KL	KL	KL	

(注1)省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。

(注2)年間(加温期間)生産量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(2)単位生産量あたり燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(注3)重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(注4)支援対象者内で複数の品目を生産している場合は、作付け戸数上位3品目(又は作付け戸数で全体の7割に達するまでの品目)について、枠を追加して記載する。

(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標

燃油の種類	年間(加温期間) 使用量:現在 ①	年間(加温期間) 抑制量:目標 ②	抑制率 ③=②/①×100
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	KL	%

(注1) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。

(注2) 年間(加温期間)使用量及び抑制量欄は、第2の「(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

第2 目標達成に向けた取組手段

(1) 10a当たりの燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

No.	氏名	温室面積	燃油使用量		省エネ設備導入計画		
			現在	目標	H 事業年度	H 事業年度	H 事業年度
		a	L	L	台 a	台 a	台 a
(参考)省エネ設備導入実績							
		a	L	L	台 a	台 a	台 a
(参考)省エネ設備導入実績							
		a	L	L	台 a	台 a	台 a
(参考)省エネ設備導入実績							
		a	L	L	台 a	台 a	台 a
(参考)省エネ設備導入実績							
合計		ha	L	L	台 ha	台 ha	台 ha
(参考)省エネ設備導入実績							
10a 当たり			L	L			

(注1) 計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。

(注2) 燃油使用量(現在、目標)欄は、算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。

(注3) 省エネ設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。

(注4) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

【添付資料】

現在の燃油使用量、目標の燃油使用量の算定方法を確認できる資料

(2) 単位生産量当たり燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

No.	氏名	温室面積	燃油使用量		生産量		省エネ設備・生産性向上設備導入計画		
			現在	目標	現在	目標	H 事業年度	H 事業年度	H 事業年度
		a	L	L	t (L/t)	t (L/t)	台 a	台 a	台 a
		a	L	L	t (L/t)	t (L/t)	台 a	台 a	台 a
		a	L	L	t (L/t)	t (L/t)	台 a	台 a	台 a
		a	L	L	t (L/t)	t (L/t)	台 a	台 a	台 a
合計		ha	L	L	t (L/t)	t (L/t)	台 ha	台 ha	台 ha

(注1) 計画参画者個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。

(注2) 生産量(現在、目標)欄は、算定方法を確認できる資料等の根拠資料を添付のうえ産地の合計のみの記載とすることも可能とする。

(注3) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(注4) 生産性向上設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。

(注5) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

【添付資料】

現在の燃油使用量・生産量、目標の燃油使用量・生産量の算定方法を確認できる資料

(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧

No.	氏名	温室面積	燃油使用量 (現在)	燃油コスト の変動抑制 量(目標)	変動抑制取組計画		
					H 事業年度	H 事業年度	H 事業年度
		a	L	L			
		a	L	L			
		a	L	L			
		a	L	L			
合計		ha	L	L			

(注1) 変動抑制取組計画については、支援対象者として一体的に取り組む場合は、合計欄にのみ記載。計画参画者が個別に取り組む場合は、個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。

(注2) 燃油コストの変動抑制量は、燃油コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃油コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃油量を記載する(例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃油価格が高騰した際に、一定価格(高騰した価格よりも安い価格)で〇〇KL売り渡せることが可能な量)。

(注3) 変動抑制取組計画には、どの事業年度からどのような取組により、燃油価格や燃油使用量の変動を抑制するのかが分かるよう記載する。

(注4) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

(注5) 燃油価格や燃油使用量の変動を抑制するための取組内容は支援対象者毎に異なることから、本表については、事業主体と協議の下、適宜変更することも可能とする。

【添付資料】

現在の燃油使用量、目標の変動抑制量の算定方法を確認できる資料

省エネルギー等対策取組計画（平成〇事業年度）

住所：\_\_\_\_\_ 氏名：\_\_\_\_\_ 印

1. 燃油使用量削減等の取組目標（いずれか一つの目標に〇印を記載（※1））

- (1) 10a 当たり燃油使用量を削減する目標
- (2) 単位生産量当たり燃油使用量を削減する目標
- (3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標


2. 経営状況及び取組目標値

- 経営する温室加温面積（品目：\_\_\_\_\_）  
※全事業参加者必須

	a
--	---

- 上記温室における年間燃油使用量（現在使用量）（※2）  
※全事業参加者必須。燃油使用量は、温室の加温に用いるA重油を基本とするが、灯油の場合は使用量にA重油への換算係数（0.939）を乗じて算出する。

	L
--	---

- 上記温室における年間燃油使用量（目標使用量）（※3、※4）  
※取組目標 1. (1) 及び 1. (2) に〇印を記載した事業参加者のみ記載

	L
--	---

- 上記温室における年間生産量（現在生産量）（※5）  
※取組目標 1. (2) に〇印を記載した事業参加者のみ記載

	t
--	---

- 上記温室における年間生産量（目標生産量）（※4）  
※取組目標 1. (2) に〇印を記載した事業参加者のみ記載

	t
--	---

- 経営における燃油コストの変動抑制量（目標抑制量）（※4）  
※取組目標 1. (3) に〇印を記載した事業参加者のみ記載。  
ただし、支援対象者が一体的に取り組む場合は、記載不要。

	L
--	---



### 3. 目標達成の取組手段 (○印を記載した目標に対して記載)

#### (1) 10a 当たり燃油使用量を削減する目標に取り組む場合

- 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践(必須)

燃油使用量		省エネ設備導入計画		
現在	目標	H 事業年度	H 事業年度	H 事業年度
L	L			
		台	台	台
		a	a	a
		(参考)		

(注) 省エネ設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。

(注) 省エネ設備の定義については、本対策で平成 27 事業年度まで実施していた「施設園芸省エネ設備リース導入支援事業」で定義していた設備（ヒートポンプ、循環扇、被覆資材等）とする。

(注) 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート及び省エネ設備導入以外の手段で燃油使用量の削減に取り組む場合は、（参考）欄に具体的な取組手段（例として、低温適応性品種への転換や燃料消費率の高い石油燃料焚き加温機の導入等）を記載する。

#### (2) 単位生産量当たり燃油使用量を削減する目標に取り組む場合

- 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践(必須)

燃油使用量		生産量		省エネ設備・生産性向上設備導入計画		
現在	目標	現在	目標	H 事業年度	H 事業年度	H 事業年度
L	L	t	t			
		( L/t)	( L/t)	台	台	台
				a	a	a
		(参考)				

(注) 省エネ設備・生産性向上設備（炭酸ガス発生装置、環境制御盤等）導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。

(注) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(注) 生産性向上設備の導入以外の手段で生産量の向上に取り組む場合は、（参考）欄に具体的な取組手段（例として、多収性品種への転換や栽培技術の改善等）を記載する

(注) 省エネ設備・生産性向上設備導入計画のうち省エネ設備に係る記載については、3. (1) の（注）に準ずるものとする。

(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標に取り組む場合

▶ 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践(必須)

燃油使用量 (現在)	燃油コストの 変動抑制量 (目標)	変動抑制取組計画		
		H 事業年度	H 事業年度	H 事業年度
L	L	(参考)		

(注) 支援対象者が一体的に取り組む場合(例えば、支援対象者としてA重油備蓄タンクを整備している場合等)は、燃油コストの変動抑制量(目標)及び変動抑制取組計画の記載は不要とする。

(注) 変動抑制取組計画の(参考)欄には、どの事業年度からどのような取組により、燃油コストの変動を抑制するのかが分かるよう記載する。

#### 4. 施設園芸セーフティネット構築事業への加入

● 施設園芸セーフティネット構築事業:○事業年度(該当箇所に○印を記入)

▶ 申請(更新)する       ▶ 申請(更新)しない

● 施設園芸セーフティネットの積立方式(いずれかを選択し○印を記入)

対象油種	積立方式	積立単価①	選択
A重油	130%積立	12.7円/リットル	
	150%積立	29.6円/リットル	
灯油	130%積立	13.5円/リットル	
	150%積立	31.4円/リットル	

● 施設園芸セーフティネットの対象となる燃油購入予定数量(リットル)

※施設園芸セーフティネットの対象となる燃油購入予定数量は、灯油の場合は、A重油の換算は行わずに記入する。

○事業年度 (○年 月～○年 月分)	計②
	リットル
積立予定額(積立単価①×燃油購入予定数量②×1/2) 100円単位で切捨て	
	円

## <記入上の注意>

- (※1) 同一支援対象者に属する事業参加者の取組目標は統一すること。  
省エネルギー推進計画(旧名称)を最初に策定してから、3年を経過していない支援対象者及び新規の支援対象者に属する事業参加者は、1.(1)を取組目標とすること。
- (※2) 過去の加温年度における燃油使用量の7中5平均値(過去7年間の燃油使用量のうち最大使用量1年分と最小使用量1年分を除いた5年の平均燃油使用量)とし、困難な場合は、直近7カ年で整理可能な加温年度(3年以上)の平均値とする。また、地域において標準的な燃油使用量(品目別)が設定されている場合は、これを基準として利用できるものとする。なお、いずれの場合も確認できる書類を添付する。  
なお、省エネルギー推進計画を最初に策定してから、3年を経過した支援対象者に属する事業参加者は、同計画において達成した削減後の燃油使用量を省エネルギー等対策推進計画の現在使用量とすること。ただし、最終年に達成した燃油使用量の削減率が15%以上の場合、省エネルギー推進計画(旧名称)における現在使用量に0.85を乗じた使用量を省エネルギー等対策推進計画における現在使用量とすることができるものとする。
- (※3) 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートは、全事業参加者が必須で実践し、10%の削減割合を現在使用量に乗じた量を削減見込量として、現在使用量から削減見込量を差し引いた量を目標量として設定することができるものとする。  
ただし、省エネルギー推進計画を最初に策定してから、3年を経過した支援対象者に属する事業参加者が、引き続き、10a 当たり燃油使用量の削減を取組目標とした場合は、既に実践済みのため、現在使用量に10%の削減割合を見込むことは出来ないものとする。併せて、同取組目標において、事業参加者の削減率(実績値)が10%未満の場合は、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践を徹底し、省エネルギー等対策推進計画における目標値に未達分を反映させることとする。  
なお、いずれの取組目標においても、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートは必須の取組とし、施設園芸の省エネルギー化に務めるものとする。
- (※4) 3. 目標達成の取組手段」における省エネ設備導入計画、省エネ設備・生産性向上設備導入計画、変動抑制取組計画を踏まえて記載し、その算定方法が確認できる書類を添付すること。
- (※5) 過去の加温年度における生産量の7中5平均値とし、困難な場合は、直近7カ年で整理可能な加温年度(3年以上)の平均値とする。また、地域において標準的な生産量が設定されている場合は、これを基準として利用できるものとする。なお、いずれの場合も確認できる書類を添付する。

別紙様式第3号（第8条第1項関係）

施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告書（平成 事業年度）

番 号  
年 月 日

愛知県燃油高騰対策推進協議会会長 殿

（農業者組織）

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

愛知県燃油高騰対策推進協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（平成25年5月9日付け愛知県燃油高騰対策推進協議会作成）第8条第1項の規定により別添のとおり報告する。

(別添)

施設園芸等燃油価格高騰対策実施状況報告書（平成 事業年度）

策定主体名：

第1 施設園芸セーフティネット構築事業実施状況

対象期間	月 ~ 翌 月
○事業年度	年 月 ~ 月

(セーフティネット加入構成員の内訳)

番号	氏名	燃油購入設定数量(リットル)	燃油補填金積立額(円)※	○年度補填金支払額(円)		備考
				うち補助金		
合計						

(注) ※は、「燃油購入予定数量(リットル)×積立単価(円/リットル)×1/2」で算出(農家積立分)。

(注) 件数が多い場合等は、本表を別葉とする。

(注) 番号は、事業実施計画と同じ番号を用いること。

第2 目標の達成状況(毎年度報告)

1 省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ事業年度：平成○事業年度

(目標年度：○○事業年度)

(1) 当初目標

(10a 当たり燃油使用量を削減する目標)

燃油の種類	年間(加温期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在 ①	目標 ②		
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	KL	KL	%
10a 当たり	KL	KL	KL	%

(注) 省エネルギー等対策推進計画第1の2の(1)10a 当たり燃油使用量を削減する目標から転記する。

(単位生産量当たり燃油使用量を削減する目標)

燃油の種類	年間(加温期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在 ①	目標 ②		

生産量 (品目名： )	t	t		%
1t 当たりの 燃油使用量	KL	KL	KL	

(注) 省エネルギー等対策推進計画第1の2の(2)単位生産量当たり燃油使用量を削減する目標から転記する。

(注) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標)

燃油の種類	年間(加温期間) 使用量：現在①	年間(加温期間) 抑制量：目標②	抑制率 ③=②/①×100
1t 当たりの 燃油使用量	KL	KL	%

(注) 省エネルギー等対策推進計画第1の2の(3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標から転記する。

## (2)達成状況

(10a 当たり燃油使用量を削減)

燃油の種類	年間(加温期間) 使用量実績 ⑤	削減率 ⑥=(①-⑤)/①× 100
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	%
10a 当たり	KL	%

(注)「年間(加温期間)使用量実績」欄は、省エネルギー等推進計画に取り組んだ年度における使用量実績(小数点以下第1位を四捨五入)を記載する。

(単位生産量当たり燃油使用量を削減)

燃油の種類	年間(加温期間) 生産量実績⑤	削減率 ⑥=(①-⑤)/①×100
生産量 (品目名： )	t	
1 t 当たりの 燃油使用量	KL	KL

(注)「年間(加温期間)生産量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における生産量実績(小数点以下第1位を四捨五入)を記載する。

(注) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(注) 支援対象者内で複数の品目を生産している場合は、作付け戸数上位3品目(又は作付け戸数で全体の7割に達するまでの品目)について、枠を追加して記載。

(民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制)

燃油の種類	年間(加温期間) 抑制実績 ⑤	削減率 ⑥ = (① - ⑤) / ① × 100
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	%

(注) 「年間(加温期間)抑制量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における抑制実績(小数点以下第1位を四捨五入)を記載する。

## 2 目標未達成の場合、達成に向けた取組の方向性

## 第3 添付資料

平成27事業年度に施設園芸省エネ設備リース導入支援事業を実施した場合は、従前の例により、それぞれのリース事業実施主体のリース事業状況報告を添付する。

別紙様式第4号（第12条関係）【更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の内容（更新）

愛知県燃油高騰対策推進協議会（以下「甲」という。）が愛知県燃油高騰対策推進協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、施設園芸用燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織（以下「乙」という。）からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

（燃油購入数量等の設定）

第1条 乙は、平成30年11月1日（又は10月1日若しくは12月1日）から平成31年4月30日（又は3月31日若しくは5月31日）までの間に施設園芸用燃油価格差補填金（以下「補填金」という。）の平成30事業年度の補填金の対象となる燃油購入数量を当該事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。

2 乙は、業務方法書第14条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。

3 甲は、第1項及び前項の乙の申し込みに基づいて、乙との間に燃油購入数量、積立単価（以下「燃油購入数量等」という。）を設定するものとする。

（燃油補填積立金の納入）

第2条 乙は、前条の燃油購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる燃油購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、燃油補填積立金として当該納入期限までに甲に納入する。

（燃油購入数量の報告）

第3条 乙は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第21条の規定に基づき、甲が指示した場合には当該月の燃油購入数量を甲に報告しなければならない。

（補填金の交付）

第4条 甲は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第18条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。

（補填金の返還等）

第5条 甲は、乙が業務方法書第20条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

（契約の解約）

第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃油補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。

ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合

イ 乙が契約期間の中途において、燃油補填積立金の返還を申し出た場合



ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

エ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

2 乙が納入すべき燃油補填積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。

3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

4 甲は、積立契約の解約に関して、第1項エ及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

(契約期間)

第7条 この契約の期間は、申込日の属する年の○月○日（平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度からの契約の場合は平成25年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成26事業年度からの契約の場合は5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成27事業年度からの契約の場合は5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成28事業年度からの契約の場合は5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成29事業年度からの契約の場合は5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）から平成31年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日）までとする。

(変更の届出)

第8条 乙は住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、業務方法書第22条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。

(その他)

第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。

別紙様式第4号（第12条関係）【新規契約の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の内容（新規）

愛知県燃油高騰対策推進協議会（以下「甲」という。）が愛知県燃油高騰対策推進協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、施設園芸用燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織（以下「乙」という。）からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

（燃油購入数量等の設定）

- 第1条 乙は、平成30事業年度に施設園芸用燃油価格差補填金（以下「補填金」という。）の対象となる燃油購入数量を、当該事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。
- 2 乙は、業務方法書第14条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。
- 3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に燃油購入数量、積立単価（以下「燃油購入数量等」という。）を設定するものとする。

（燃油補填積立金の納入）

- 第2条 乙は、前条の燃油購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる燃油購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、燃油補填積立金として当該納入期限までに甲に納入する。

（燃油購入数量の報告）

- 第3条 乙は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第21条の規定に基づき、甲が指示した場合には当該月の燃油購入数量を甲に報告しなければならない。

（補填金の交付）

- 第4条 甲は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第18条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。

（補填金の返還等）

- 第5条 甲は、乙が業務方法書第20条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

（契約の解約）

- 第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃油補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。
- ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合
- イ 乙が契約期間の中途において、燃油補填積立金の返還を申し出た場合
- ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合
- エ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じ

た場合

オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

- 2 乙が納入すべき燃油補填積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。
- 3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。
- 4 甲は、積立契約の解約に関して、第1項エ及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

(契約期間)

第7条 この契約の期間は、当該事業年度の開始日（平成〇年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）から当該事業年度の対象期間の末日（平成〇年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日））までとする。

(変更の届出)

第8条 乙は住所及び法人にあつては名称並びに代表者の氏名に変更があつたときには、業務方法書第22条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。

- 2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。

(その他)

第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。

別紙様式第5号（第12条関係）【契約の更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）

平成 年 月 日

愛知県燃油高騰対策推進協議会会長 殿

（農業者組織）

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

愛知県燃油高騰対策推進協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（平成25年5月9日付け愛知県燃油高騰対策推進協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 \_\_\_\_\_ ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期： 年 月 日

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、平成 年 月 日（平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度からの契約の場合は平成25年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成26事業年度からの契約の場合は平成26年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成27事業年度からの契約の場合は平成27年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成28事業年度からの契約の場合は平成28年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成29事業年度からの契約の場合は平成29年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日））を開始日とし、平成31年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日）までの期間です（期間の終期が更新されます。）。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と愛知県燃油高騰対策推進協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知（更新）を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃油価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

(別紙様式第5号に添付) (別紙様式第7号の「別紙」による代用可能)  
別紙

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の参加構成員について

〇〇〇〇(支援対象者名)における、施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の参加構成員は以下のとおりです。

フリガナ  
1 組織名

2 代表者

代表者の住所:

フリガナ

代表者の氏名:

3 参加構成員数 名

4 参加構成員

番号	フリガナ 氏名	住 所

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

別紙様式第5号（第12条関係）【新規契約の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書

平成 年 月 日

愛知県燃油高騰対策推進協議会会長 殿

(農業者組織)

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

愛知県燃油高騰対策推進協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（平成25年5月9日付け愛知県燃油高騰対策推進協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、平成〇年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）を開始日とし、平成〇年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日）までの期間です。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と愛知県燃油高騰対策推進協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃油価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものととして取扱います。

(別紙様式第5号に添付) (別紙様式第7号の「別紙」による代用可能)  
別紙

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の参加構成員について

〇〇〇〇(支援対象者名)における、施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の参加構成員は以下のとおりです。

- フリガナ
- 1 組織名
  
  - 2 代表者  
代表者の住所：  
フリガナ  
代表者の氏名：
  
  - 3 参加構成員数 名
  
  - 4 参加構成員

番号	フリガナ 氏名	住 所

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

別紙様式第6号（第13条関係）【更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知  
（平成30事業年度燃油購入数量の設定について）

平成 年 月 日

（加入者組織代表者）殿

名古屋市中区錦三丁目3-8  
愛知県燃油高騰対策推進協議会  
会長 ○ ○ ○ ○ 印

平成○年○月○日付け施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）（愛知県燃油高騰対策推進協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（平成25年5月9日付け愛知県燃油高騰対策推進協議会作成）（以下「業務方法書」という。）別紙様式第5号）で更新の申込みのあった施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約の更新が成立したことを通知します。

併せて、平成○年○月○日付け施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（業務方法書別紙様式第7号）で申込みのあった平成30事業年度の施設園芸用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、平成○年○月○日までに、燃油補填積立金のうち納付必要額を当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご留意ください。

記

- 契約管理番号
- 契約期間（更新）（自）平成 年 月 日（至）平成31年4(3,5)月30(31)日
- 平成30事業年度の対象となる燃油購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.7円/リットル	リットル
	灯油	13.5円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	29.6円/リットル	リットル
	灯油	31.4円/リットル	リットル

- 平成30事業年度燃油補填積立金額 円
- 前年度積立金残高 円
- 平成30事業年度納付必要額 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり



(別紙様式第6号に添付) 【契約の更新の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (平成30事業年度)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 \_\_\_\_\_

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円) ①	前年度積立金 残高 (円) ②	30事業年度 積立必要額 (円) ①-②
					30事業年度 (30年 月~31年 月分)	30事業年度 (30年 月~31年 月分)		
合 計			130%	A重油 (12.7円/リットル)				
				灯油 (13.5円/リットル)				
			150%	A重油 (29.6円/リットル)				
				灯油 (31.4円/リットル)				

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量(リットル) × 積立単価(円/リットル) × 1/2」で算出する(農家積立分)。切り捨てにより100円単位で記載する。

別紙様式第6号（第13条関係）【新規契約の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知  
（平成〇〇事業年度燃油購入数量の設定について）

平成 年 月 日

（加入者組織代表者）殿

名古屋市中区錦三丁目3-8  
愛知県燃油高騰対策推進協議会  
会長 ○ ○ ○ ○ 印

平成〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（愛知県燃油高騰対策推進協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（平成25年5月9日付け愛知県燃油高騰対策推進協議会作成）（以下「業務方法書」という。）別紙様式第5号）で申込みのあった施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約が成立したことを通知します。

併せて、平成〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（業務方法書別紙様式第7号）で申込みのあった施設園芸用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

については、平成〇年〇月〇日までに、燃油補填積立金を当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号

➤ 契約期間 （自）平成30年5(4,6)月1日（至）平成31年4(3,5)月30(31)日

➤ 対象となる燃油購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.7円/リットル	リットル
	灯油	13.5円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	29.6円/リットル	リットル
	灯油	31.4円/リットル	リットル

➤ 燃油補填積立金額 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(別紙様式第6号に添付) 【新規契約の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (平成30事業年度)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 \_\_\_\_\_

2 参加構成員数 \_\_\_\_\_ 名

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量 (リットル)		燃油補填積立金額※ (円)		備考
					30 事業年度 (30年 月~31年 月分)		30 事業年度 (30年 月~31年 月分)		
合 計			130%	A重油 (12.7 円/リットル)					
				灯油 (13.5 円/リットル)					
			150%	A重油 (29.6 円/リットル)					
				灯油 (31.4 円/リットル)					

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

別紙様式第7号（第14条第1項関係）

施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（平成○事業年度）

平成 年 月 日

愛知県燃油高騰対策推進協議会会長 殿

（農業者組織）

住所

名称及び代表者の氏名

印

平成○事業年度の施設園芸用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

なお、参加構成員ごとの燃油購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 \_\_\_\_\_

※契約済みの場合は、積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間 平成○年11(10, 12)月1日から平成○年4(3, 5)月30(31)日まで

2. 対象数量（施設園芸用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.7円/リットル	リットル
	灯油	13.5円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	29.6円/リットル	リットル
	灯油	31.4円/リットル	リットル

3. 燃油補填積立の金額

選択された単価

A重油（12.7円）×数量設定申込書の数量（            ㊦）×1/2＝            円

灯油（13.5円）×数量設定申込書の数量（            ㊦）×1/2＝            円

A重油（29.6円）×数量設定申込書の数量（            ㊦）×1/2＝            円

灯油（31.4円）×数量設定申込書の数量（            ㊦）×1/2＝            円

計	円
---	---

\*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

【燃油購入数量等設定における留意事項】

- ・燃油購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入数量が設定できない場合があります。
- ・当協議会から指示があった場合には、指定月の燃油の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- ・燃油購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金必要額を納入してください。

(別紙様式第7号に添付)

別紙

施設園芸用燃油購入数量等設定の内訳 (平成○事業年度)

○○○○ (支援対象者) の燃油購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
					○事業年度 (年月～年月分)	○事業年度 (年月～年月分)	
合計			130%	A重油 (12.7円/リットル)			
				灯油 (13.5円/リットル)			
			150%	A重油 (29.6円/リットル)			
				灯油 (31.4円/リットル)			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

番 号  
年 月 日

愛知県燃油高騰対策推進協議会会長 殿

（農業者組織）  
住所  
名称及び代表者の氏名 印

〇〇事業年度〇〇月施設園芸用燃油購入実績報告書

1 施設園芸用燃油購入実績

	130%相当	150%相当	備考
A重油	リットル	リットル	
灯油	リットル	リットル	

（注）リットル単位で記載する。

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	選択肢 ・130%相当 ・150%相当	油種 ・A重油 ・灯油	燃油購入実績 (リットル)	備考

（注）番号は、参加構成員ごとの整理番号とし、積立契約申込み時の番号と一致させること。

3 補填金の振込口座（初回の報告又は変更があった場合に記載）

金融機関・支店名（フリガナ）

預金種別

口座番号

預金の名義（フリガナ）

（添付書類）

当該月の燃油購入実績の証拠書類（領収書、納品伝票等）の写し